

## おおた健康プラン（第三次）の計画期間について（案）

- ◆新型コロナウイルスの感染拡大より、社会経済状況は大きく変化
- ◆区の新たな基本計画の策定は延期し、適切な時期に再開
- ◆健康政策部が所管する健康増進計画「おおた健康プラン」について、第三次プランの期間延長及び第四次プランの策定期間を検討する。

年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	考え方	
健康政策部（案）	健康日本21（国） 健康推進プラン21（都）	第二次（～令和4年度）				第三次（令和5年度～令和14年度？）									<ul style="list-style-type: none"> <li>◆新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事務事業見直しにより、プランに掲げる目標の達成及び事業の進捗に影響が生じることとなった。（例：健康経営認定事業所数について、令和5年度までに150事業所の認定を目標としているが、令和2年度は新規募集を休止）</li> <li>◆新型コロナウイルス感染症対策と従来の健康づくり施策の両立を実現し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指すため、健康プラン（第三次）の計画期間延長を検討する。</li> <li>◆検討案は、令和5年度までの計画期間を令和6年度まで1年間延長し、令和7年度より第四次プランを開始する案1と、令和7年度まで2年間延長し、令和8年度より第四次プランを開始する案2の二つ</li> <li>◆同じく令和5年度までを協定期間とする東邦大学との共同研究についても、1年程度の期間延長を検討しており、案1の場合、研究成果を次期プランの策定に十分反映できない可能性がある。（現行の計画期間でも同様）</li> <li>◆国の基本方針（健康日本21）及び都の健康増進計画（健康推進プラン21）は、令和5年度に改定予定</li> </ul>
	おおた健康プラン（現行）	第三次（～令和5年度）				策定	第四次（令和6年度～令和10年度）								
	おおた健康プラン（期間延長案1）	第三次（～令和6年度）				1年延長	策定	第四次（令和7年度～令和11年度）							
	おおた健康プラン（期間延長案2）	第三次（～令和7年度）				2年延長	策定	第四次（令和8年度～令和12年度）							
	東邦大学との共同研究	協定（令和2年7月～令和6年3月）				1年延長	研究成果を反映（協定期間中）	研究成果を反映（協定終了後）							

### 【参考：健康増進法】

#### （基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

#### （都道府県健康増進計画等）

第八条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県健康増進計画」という。)を定めるものとする。

2 **市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画(以下「市町村健康増進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。**